

同好会メンバー大募集！



民謡

【開催日】年10回程度
第2水曜日 13:30~15:30

民謡同好会では、年10回程度、第2水曜日に13:30~15:30まで、民謡同好会を行っています。講師はソニーミュージック専属の松子流名取・佐藤松千恵先生です。受講料は年間12,000円（前納）です。



ゴルフ

【開催日】年2回程度
(6月・12月)

ゴルフ同好会では、6月と12月の年2回、ゴルフコンペを行っています。12月にはよみうりゴルフ倶楽部にて忘年会コンペも開催。

腕に自信のある方、ゴルフが大好きな方、ゴルフで交流を深めたい方、コンペの参加にかかる費用以外の会費は不要です。登録のみの方も歓迎です。会員登録お待ちしております！



アート

【開催日】不定期

アート同好会は、アート観賞や、もの作りなどを通じて、会員相互の親睦を深める会です。絵画鑑賞や創作活動がお好きな方、会員交流を深めたい方、是非ご参加ください。

公益社団法人 世田谷法人会では、会員交流の場として「民謡同好会」「ゴルフ同好会」「アート同好会」の3つの同好会が活動を行っております。

同じ趣味、やりたいこと、好きなことを通じて、会員相互の親睦をより一層深めていただく機会として是非ご活用ください。

皆様のご参加、お待ちしております。

入会希望の方は、下記の入会申込書にご記入の上、事務局宛にFAX (03-3421-4226) またはメール (info@setagaya.or.jp) にてお申込みください。

入会
申込

私は、同好会規約に同意し入会申込みをいたします。

入会申込書

	(いずれかに○をお願いします。複数入会も可) 民謡・ゴルフ・アート
入会 申込日	
氏名	
法人名	
ご住所	〒
TEL	
FAX	
携 帯 番 号	
メー ル ア ド レ ス	
生 年 月 日	

※各同好会の規約は裏面をご確認ください。

公益社団法人 世田谷法人会 事務局

お申込み・お問い合わせ

TEL : 03-3410-1425 FAX : 03-3421-4226

URL : <http://www.setagaya.or.jp/> mail : info@setagaya.or.jp

公益社団法人世田谷法人会 民謡同好会 規約

- 第1条 (目的)
本会は、民謡を通じて会員相互の親睦を深め、世田谷法人会の活性化を計る事を目的とする。
- 第2条 (名称)
本会は、世田谷法人会民謡同好会と称する。
- 第3条 (会員資格)
本会の会員は、世田谷法人会会員もしくは社員及びその家族とする。
- 第4条 (役員)
1. 本会には次の役員を置き、役員会を構成する。
会長1名、会計1名
2. 本会には顧問を置くことができる。
- 第5条 (役員任期)
役員任期は1年とし、留任は妨げない。
- 第6条 (事務局)
本会の事務局は、会計宅に置く。
- 第7条 (入会)
第3条の会員資格を有する者で、役員会で承認を得るものとする。
- 第8条 (退会)
本人の申し出による外、次の場合には役員会で審議し退会させることができる。
1. 第3条の会員資格を失った者
2. 本会の名誉を甚だしく損じた者
- 第9条 (会費)
本会の会費は年間16,000円とする。
- 第10条 (例会)
本会は年間10回の例会を行う。
- 第11条 (その他)
本規約に定めていない事項や変更が必要な事項は、役員会でこれを定める。
- 付則
1. 本規約は、平成26年4月1日制定、平成26年4月9日より施行する。
2. 平成27年5月13日 一部改正。

公益社団法人世田谷法人会 GOLF同好会 規約

- 第1条 (目的)
本会は、ゴルフを通じて会員相互の親睦と技術の向上を図ることを目的とする。
- 第2条 (名称)
本会は、世田谷法人会GOLF同好会と称する。
- 第3条 (会員資格)
本会の会員は、(公社)世田谷法人会会員、もしくは会員の社員及び家族のゴルフ愛好者とする。
- 第4条 (役員)
1. 本会には次の役員を置き、役員会を構成する。
会長1名、運営委員(幹事2~4名)、競技委員(1名)
2. 本会には顧問を置くことができる。
- 第5条 (役員任期)
役員任期は1年とし、留任は妨げない。
- 第6条 (事務局)
本会の事務局は、運営委員宅に置く。
- 第7条 (入会)
第3条の会員資格を有する者で、役員会で承認を得るものとする。
- 第8条 (退会)
本人の申し出による外、次の場合には役員会で審議し退会させることができる。
1. 第3条の会員資格を失った者
2. 本会の名誉を甚だしく損じた者
- 第9条 (会費)
原則として、コンペ1回につき会費を負担する。会費は、賞品代・パーティー費・雑費に充当する。尚、会費の他に交通費の負担がある。キャンセルがあった場合は、キャンセルした者の責任において代替者を充当するものとする。尚、プレー当日を含む4日以内に代替者を充当できない場合はキャンセル料を負担する。
- 第10条 (例会)
本会は年間2回の開催を原則とする。但し、会員の要望があれば随時開催することとする。
- 第11条 (その他)
本規約に定めていない事項や変更が必要な事項は、役員会でこれを定める。
- 付則
1. 本規約は、平成25年12月5日より施行する。

公益社団法人世田谷法人会 アート同好会 規約

- 第1条 (目的)
本会は、アート観賞やもの作りを通じて、会員相互の親睦を深め、世田谷法人会の活性化を図る事を目的とする。
- 第2条 (名称)
本会は、世田谷法人会 アート同好会と称する。
- 第3条 (会員資格)
本会の会員は、世田谷法人会会員及びその家族とする。
- 第4条 (役員)
本会には次の役員を置き、役員会を構成する。
会長1名、副会長1名、幹事2名、会計1名、顧問1名
- 第5条 (役員任期)
役員任期は1年とし、留任は妨げない。
- 第6条 (事務局)
本会の事務局は、同好会会長宅に置く。
- 第7条 (入会)
第3条の会員資格を有する者で、役員会で承認を得るものとする。
- 第8条 (退会)
本人の申し出による外、次の場合には役員会で審議し退会させることができる。
1. 第3条の会員資格を失った者
2. 本会の名誉を甚だしく損じた者
- 第9条 (例会)
本会は年間2回の例会を行う。
- 第10条 (その他)
本規約に定めていない事項や変更が必要な事項は、役員会でこれを定める。
- 付則
1. 本規約は、平成26年5月9日制定。平成26年5月9日より施行する。
2. 同好会名称変更に伴い令和2年4月1日より一部規約改訂。